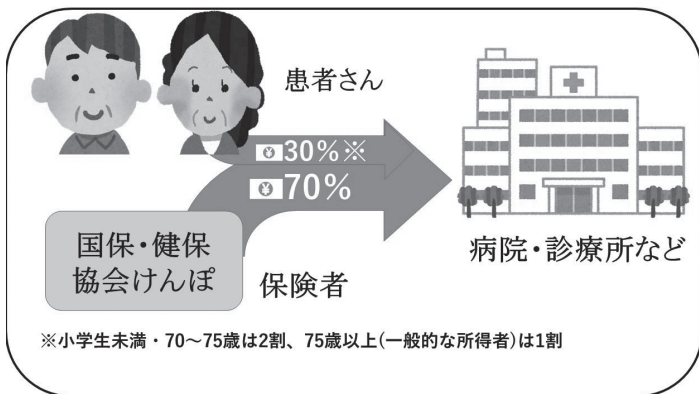


診療報酬改定について

令和2年4月1日から、診療報酬が改定されました。今回はその内容についてお伝えします。

診療報酬制度とは

診療報酬とは、おおまかにいうと「医療のサービスの価格」です。患者さんが病院の窓口で支払う医療費は、病院が独自に設定しているものではありません。病院が行う診療・検査等の医療行為は、それぞれ項目ごとに細かく点数が定められており、その点数表に基づいて医療費が計算されています。(1点=10円) その費用のうち、患者さんは窓口で3割の一部負担金(小学生未満・70~74歳は負担2割、75歳以上(一般的な所得者)は1割)を支払い、残りの部分を保険者(患者さんが加入している国民健康保険・全国健康保険協会・健康保険組合など)が負担しています。支払われた診療報酬は、医薬



品・医療材料の購入費や施設を維持・管理していく費用、人件費などの病院を運営していくための費用に充てられています。診療報酬があることにより、患者さんは経済的な負担が軽減され、安心して病院に通うことができ、病院も運営するための資金が得られる仕組みになっています。

診療報酬の改定について

診療報酬は、社会情勢の変化や物価・人件費の変動に対応するため2年ごとに見直しが行われ、今回の改定もそれに基づくものです。改定にあたっては、まず「前回の改定に比べていくら引き上げ(下げ)るか」という改定率が政府によって決められます。具体的な個々の医療サービスの点数については、中央社会保険医療協議会という厚生労働大臣の諮問機関が審議を行い、その結果に基づいて厚生労働大臣が決定します。

現在の医療をとりまく課題としては、日本の急激な人口構造の変化があります。人口構造の推移をみると、高齢者の増加は緩やかになる一方で、社会の担い手となる現役世代の人口が急速に減少することが予測され、給付と負担のバランスの確保とともに「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要となっています。今回の大きな改定点として

は、かかりつけ医機能の強化と外来医療の機能分化の推進があります。わかりやすく言えば、大きな手術や専門的な治療は大病院で行い、軽症の患者さんは小規模な病院で治療を行うといったような仕組みのことで、これまでは400床以上の病院を、紹介状を持たずに受診すると定額負担金を徴収される仕組みでしたが、これからは200床以上の病院へと拡大されます。智頭病院は200床未満の病院のため定額負担なしで受診いただけますので、体調に異変を感じられた際は、大きな病院にかかれる前に、智頭病院を受診してください。

智頭病院ホームページが新しく生まれ変わりました!

本町らしさを表現し、皆さんに親しみやすく、より必要な情報を届けやすいホームページとなっています。是非ご覧ください。